

薬事法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇一の四（略）</p> <p>一の五（±）―二―「（ニ―アミノエトキシ）メチル」―四―（オルト―クロロフェニル）―一・四―ジヒドロ―六―メチル―三・五―ピリジンジカルボン酸三―エチルエステル五―メチルエステルベンゼンホルン酸塩（別名ベシル酸アムロジピン）及びその製剤。ただし、一錠中（±）―二―「（ニ―アミノエトキシ）メチル」―四―（オルト―クロロフェニル）―一・四―ジヒドロ―六―メチル―三・五―ピリジンジカルボン酸三―エチルエステル五―メチルエステルベンゼンホルン酸塩として六・九三mg以下を含有するものを除く</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇一の四（略）</p> <p>一の五（±）―二―「（ニ―アミノエトキシ）メチル」―四―（オルト―クロロフェニル）―一・四―ジヒドロ―六―メチル―三・五―ピリジンジカルボン酸三―エチルエステル五―メチルエステルベンゼンホルン酸塩（別名ベシル酸アムロジピン）及びその製剤。ただし、一錠中（±）―二―「（ニ―アミノエトキシ）メチル」―四―（オルト―クロロフェニル）―一・四―ジヒドロ―六―メチル―三・五―ピリジンジカルボン酸三―エチルエステル五―メチルエステルベンゼンホルン酸塩として六・九三mg以下を含有するものを除く</p>

一の六 (三RS) — 三 — (四—アミノ—オキソ—
—ジヒドロ—二H—イソインドール—ニール) ピペリジン
—二・六—ジオン (別名レナリドミド) 及びその製剤

一の七 二—「(四—アミノ—二・六—ジクロロフェニル)イ
ミノ」イミダゾリジン (別名アプラクロニジン)、その塩類
及びそれらの製剤。ただし、二—「(四—アミノ—二・六—
ジクロロフェニル)イミノ」イミダゾリジンとして—%以下
を含有するものを除く。

一の八—一の二十一 (略)
二—十六 (略)

劇薬 (略)

一の六 二—「(四—アミノ—二・六—ジクロロフェニル)イ
ミノ」イミダゾリジン (別名アプラクロニジン)、その塩類
及びそれらの製剤。ただし、二—「(四—アミノ—二・六—
ジクロロフェニル)イミノ」イミダゾリジンとして—%以下
を含有するものを除く。

一の七—一の二十 (略)
二—十六 (略)

劇薬 (略)